平成２２年（フ）第２２９号
岩手県花巻市南城44番地６、旧住所福島県いわき市小名浜南富岡字中前２番地
債務者　三浦　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３２号
盛岡市三本柳11地割１番地３
債務者　熊谷　慶治
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３４号
盛岡市三本柳22地割３番地４　音北１―101号、旧住所盛岡市三本柳23地割75番地37
債務者　舘澤　春夫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０号
山形県酒田市日の出町１丁目13番地の10グリーンハウス103号、前住所山形県酒田市駅東２丁目１番地の２
債務者　沖津　賢次
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６８号
福島県会津若松市米代１丁目１番10号
債務者　阿部　一子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
埼玉県東松山市御茶山町２番地２
債務者　谷﨑　英巳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７０号
埼玉県深谷市高島355番地
債務者　西田　克哉
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４号
千葉県香取郡多古町西古内907番地３
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５９６号
名古屋市南区若草町30番地の12
債務者　安形　孔一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０５号
名古屋市中村区並木２丁目147番地　ストリーム並木Ⅱ202号
債務者　藤井　雅之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０６号
名古屋市中村区並木２丁目147番地　ストリーム並木Ⅱ202号
債務者　藤井志生子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００４号
愛知県日進市藤枝町前田５番地１　エルシエロ日進天空の館911
債務者　櫻木　寛之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５９号
名古屋市東区筒井３丁目１番19号　オーシャンビル２Ａ号
債務者　長谷川弘美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４号
愛知県岩倉市中本町東葭原15―１　グランドソレーユ102、住民票上の住所愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地15棟205号
債務者　中野貴司子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５５号
愛知県一宮市多加木１丁目19番５号　ハイツアミュー202号
債務者　橋本　博生
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５１号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘20　第三高岡清風寮4122号、住民票上の住所高知県幡多郡黒潮町入野2082番地６
債務者　酒井　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
三重県多気郡明和町大字金剛坂777番地34
債務者　古川　秀人
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所松阪支部